

「片親疎外症候群 (PAS)」についての覚書 (論点整理)

弁護士 馬場 陽†

目次

- I はじめに
- II 片親疎外症候群 (PAS) とは何か?
- III 米国の議論
- IV 日本の議論
- V 今後の課題

I はじめに

子の監護をめぐる紛争の最中、子どもが片方の親 (多くの場合、非監護親) を強く拒絶することがある。残念ながら、子どもがそのような態度をとるのも致し方ないと思われるケースもないではないが、中には、子どもの拒絶が、片方の親 (多くの場合、非監護親) に対する強烈な敵意又は畏怖の形をとって現れながら、その敵意/畏怖の理由が驚くほど脆弱であったり、驚くほど不合理であるケースも少なくない。拒絶の背景に、他方の親 (多くの場合、監護親) の影響が強く疑われるケースもあり、子どもから疎外された親は、子どもの突然の変貌に、焦りや不安や戸惑いを覚えることになる。

これは、かつて、米国で「片親疎外症候群 (片親引き離し症候群, Parental Alienation Syndrome: PAS)」として紹介された問題である。IIIで述べるとおり、「片親疎外症候群」は、実証するデータの不足等により、米国の法廷から姿を消したが、こうした現象が、今なお引き離されたたくさんの親子やこれを支援する実務家を悩ませ続けていることは、家事事件に携わる弁護士の多くが実感しているところである。

しかし、それにもかかわらず、この問題を取扱った日本語の文献は、最近になるまでほ

とんど見あたらなかった¹。最近、各方面の専門家によって議論の概要が紹介されはじめたが、法律実務家の視点からこの問題を整理したものはまだ少ないように思われるので、この機会に、弁護士の立場から有益と思われる議論を整理しておきたい。

II 片親疎外症候群 (PAS) とは何か?

米国の精神科医であるガードナーは、両親が離婚した子どもの中に、片方の親を病的に疎外する子どもたちが存在すること、その子どもたちに共通する特徴があることを発見し、これを「片親疎外症候群 (片親引き離し症候群, Parental Alienation Syndrome: PAS)」と命名した。ガードナーは、PAS は監護親の吹聴 (洗脳) と子どもの加担 (迎合) によって生じると主張し、典型的な PAS では、子どもに、①疎外される親 (非監護親) に対する一連の誹謗中傷、②誹謗中傷の根拠が脆弱、浅薄かつ不合理、③愛憎両面感情の欠如、④ (借りてきたシナリオを) 「自分で考えた」と言い張る現象、⑤両親の葛藤状況における疎外する親 (多くの場合、監護親) への無批判な支持、⑥疎外される親 (多くの場合、非監護親) への残酷さや、搾取に対する罪悪感の不存在、⑦借りてきたシナリオの存在、⑧疎外される親の親類への敵意の拡大といった 8 つの特徴が顕れると述べている (Gardnar, 1998, p. 73 ~ 109)²。

この発表は、父母の監護権紛争の中で、親子関係の病的な破壊が生じ得ること、それが子どもの福祉に深刻な悪影響を与えていること、そして、疎外の原因として監護親による吹聴 (洗脳) が疑われるケースがあることなど、親子の引き離しが生み出す多くの問題を

† 外堀法律事務所 (名古屋市)

¹ 岡田・大野・濱野 (2010) p. 41。青木 (2010a) p. 16 によれば、PAS を本格的に紹介した最初の日本語の文献は、棚瀬 (2007) のようである。

² 現在でもこの 8 徴候を概ね支持するものとして、Warshak (2010 青木訳, 2012) などがある (p. 70 ~ 71)。

世間に認知させた。そして、「片親疎外症候群」は、米国の法廷に登場する。

Ⅲ 米国の議論

1 概観

監護親の吹聴 (洗脳) によって子どもが非監護親を病的に疎外するというガードナーの主張は、全米の法律家の注目を集め、いくつかの判決に影響を与えたといわれている。

まさに、「PAS は訴訟場面における家庭内の人間関係を記述するために、特別にあつらえたかのような概念であった」(岡田・大野・濱野, 2010, p. 42)。

しかし、多くの場合、疎外の原因はより複雑であり、PAS を実証するデータも十分とはいえないことなどから、現在では、米国でも PAS 概念の有用性は疑問視されている (青木, 2010a, p. 12)。

とはいえ、離婚紛争をきっかけとして、それまで関係良好であった親子の間に深刻な関係破壊が生ずることがあり、司法的介入によって関係の回復を図るべきケースが存在するというガードナーの問題意識は、多くの司法関係者によって共有され、その後の米国における監護者判定の在り方に少なくない影響を与えている。

2 米国心理学会 (APA) の反応³

1996 年、米国心理学会 (APA) は、PAS を実証するデータは存在しないとのコメントを発表した。

そのため、一部には、APA が PAS 概念を「否定した」との解釈も流布したようである。

しかし、APA (2008) は、「APA は 1996 年の暴力及び家族に関するプレジデンシャルタスクフォースにおいて片親疎外症候群といわれるものを実証するデータが不足していること

を指摘した。しかし、我々はその症候群について公式の見解を持つものではない。」という。正式の態度決定は、今後の実証的研究の成果に委ねられているといえよう。

3 米国法曹協会 (ABA) の反応

2006 年、米国法曹協会 DV 委員会 (ABACDV) は、「10 Custody Myths and How to Counter Them」(10 の監護権神話とそれらへの反論) と題するニュース・レターの中で、PAS について次のように言及している (➤以下が「反論」)。

「神話 7: 片親疎外症候群 (「PAS」) は科学的に確かな現象である。➤ 米国心理学会はいわゆる『片親疎外症候群』を実証するデータが不足していることを指摘して、この用語の使用に懸念を表明している。」(ABACDV, 2006)

このニュース・レターには、PAS 理論への批判が含まれている。しかし、次の 2 点には留意が必要である。

①米国では、連邦証拠規則 702 条により、信頼性のテストを満たさない専門家証言には証拠能力が認められない。そして、同条(b)は「証言が科学的事実又はデータに基づく」ことを要求するので、「実証的データの不足」は、PAS の鑑定意見が法廷で採用されるための大きなハードルとなる。これに対し、日本では、実証的データの不足は証拠価値を減殺するが、証拠能力を左右しない。

②米国では、「『PAS を誘発した悪い母親』 vs 『DV/虐待の加害者である悪い父親』というお決まりの対立図式」(青木, 2010a, p. 9) の中で、DV 被害者の救済を担ってきたのが ABACDV であった。このニュース・レターが配信された背景に、こうした「対立図式」があることも忘れてはならない。

これらの事情に留意しつつ、このニュース・レターを読むと、PAS に否定的な ABACDV できえ、APA が「用語の使用に懸念を表明」した事実を指摘するにとどまっており、Alienation (引き離し) の問題そのものを否定し

³ APA, ABA, NCJFCJ の反応については、青木 (2010a) p. 17, 青木 (2010b) V のほか、Warshak (2010 青木訳, 2012) 282 頁以下の青木教授による「訳者あとがき」、そして後掲 (注 4) の匿名記事による整理を大いに参考にした。

ているわけではないことがわかる。

4 全米少年裁判所/家庭裁判所裁判官協議会 (NCJFCJ) の反応

全米少年裁判所/家庭裁判所裁判官協議会 (NCJFCJ) の手引きでも、PAS は、連邦最高裁が専門家証言の満たすべき基準として定立したダウバート・スタンダードに合格せず、裁判所は PAS の証言を受け入れるべきではないとされている (NCJFCJ, 2006, p. 24)。

しかし、その一方で、同書は、「裁判所の職責は、他方の (親の) 不適切な操作によって一方の親を批判する場合と親への批判又は恐怖について正当な根拠をもつ場合を区別することである」(p. 24) とも述べている。同ガイドは、結論として、「注意深い、事実に基礎を置いた調査が、PAS のラベルを貼るのとは異なって、より正確で適切な証拠をもたらすだろう」(p. 25) と述べており、安易なラベリングに頼らない、事実を基礎にした判定の重要性を強調するものである⁴。ここには、「それだけ Alienation (引き離し) 現象は、法曹関係者にとって緊急に解決しなければならないとともに困難な問題でもある」(岡田ほか, 2010, p. 42) という、米国法曹の一般的な問題意識があらわれているのではないだろうか。

5 最近の議論

以上のとおり、PAS は、子の監護親への無条件の親和、非監護親に対する不合理な拒絶といった病的態度を説明するために効果的な (そして便利な) 概念であった。そのため、監護親によるプログラミングという立証困難な課題を克服するためのツールとして米国の法律家から大いに期待されたが、結局、米国の裁判所の健全な感覚は、このようなラベリ

ングによる問題解決を好まなかった、といえるだろう。

しかし、それは、PAS の枠組みだけでは問題を捉えきれないことが明らかとなったに過ぎず、Alienation が法律家にとって「緊急に解決しなければならない」(岡田ほか, 2010, p. 42) 課題であることに変わりはない。ガードナー以後、Alienation がもたらす問題の深刻さは、世界中の心理臨床家や法律家に共有され、米国では、今でも監護者判定の基準についての研究が盛んに行われている⁵。

ちなみに、最近では、PAS が精神疾患としての「症候群」に該当しないことを前提として、「片親疎外」(Parental Alienation: PA) と表記したり (Warshak, 2010 青木訳, 2012, p. 40)、「疎外する親」「疎外された親」という思考から脱却して、「疎外された子」(Alienated Child: AC) に焦点を当てた研究が盛んになったといわれている (棚瀬, 2007, p. 140)。

それらは、①単発的でない、執拗で持続的な拒絶、②子どもの拒絶が非監護親の過去の行為や親子の実際の経験からかけ離れていることの2点を疎外の中核的要素とみる点で共通しているが、前者の立場からは、③監護親の影響ないし監護親との「同盟」も、疎外の要素とされる⁶。

IV 日本での議論

1 過去の裁判例

I で述べたとおり、PAS に関する日本語の文献は、2000 年代後半になるまでほとんど見当たらない。しかし、古くは、監護権紛争を扱った東京高決昭和 32 年 2 月 27 日 (法律新聞 44 号 7 頁) が、「過去における父子離間を策するような偏狭な思考言動のため禍されているのではないかと疑われる」子の意思に

⁴ NCJFCJ の「手引き」をこのように評価すべきことについては、すでに、2012 年にインターネット上の匿名記事「誰かの妄想・はてな版」(2012/4/10) の中で指摘されていた。
(<http://d.hatena.ne.jp/scopedog/20120410/1334015648>) 2014/9/15 最終アクセス

⁵ 岡田ほか (2010, p. 44~46), 棚瀬 (2007, p. 140~151) に、PA の鑑別に関する米国の研究成果が紹介されている。

⁶ 青木 (2010b, V), 棚瀬 (2007, p. 140) の整理を参考にした。

言及しているし、人身保護請求の事案である最判昭和 61 年 7 月 18 日 (民集 40 卷 5 号 991 頁) は、「子において監護権を有する者に対する嫌悪と畏怖の念を抱かざるを得ないように教え込んできた結果」形成された子の意思には、自由意思とはいえない特段の事情があると述べている。

2 司法臨床の分野では

司法臨床の分野でも、「子を独占したいために、父の悪口を吹き込んだりして味方に引き入れ父に対し共同戦線を張ろうとする」母親の存在や (家庭裁判所調査官研修所, 1985, p. 36), 「父の顔色を見るようになり、事実を正面から受け止めようとしなくなり、都合の悪いことを回避したり、作りごとをいうようになる。母からの電話、手紙等が来ても父に気がねし、父の前であえて破り棄てたり、母からの電話に出ても、短い対応で切ったりして無視しようとし、父に配慮することがみられる」(p. 43) といった、疎外に苦しむ子どもの姿が紹介されてきた。

3 PAS 理論の位置づけ

このように、一部の裁判例及び司法臨床の現場では、すでに引き離しが子の福祉に関わる重要な問題として認識されていた。それにもかかわらず、日本に PAS 理論が輸入されず、裁判所を巻き込んだ論争に発展することがなかったのは、「たとえ PAS 理論が日本において目新しいものであったとしても、これらの要素は、家裁実務の中ですでに採用されてきた『子の福祉』の判断基準であって、特に目新しいものではない」(佐々木, 2009, p. 375) と考えられたからかも知れない。

そのような認識から、あえて PAS 理論を輸入しなかったのであれば、それは、日本の裁判所の健全さを示すものである⁷。

⁷ しかし、すぐ後でみるように、こうした姿勢が恣意に流されずに貫徹されているかどうかはかなり微妙である。なお、野田 (1982) は、監護者指定の場面における意思能力の判断が

しかし、現実には、米国のような PAS の洗礼を受けなかった日本では、一部の実務家を除いて、親子の疎外/引き離しについての問題意識が十分共有されていない、というのが家事事件を扱う弁護士としての実感である。

筆者のもとには、今も、親子の疎外/引き離しに悩む非監護親からの相談が寄せられる。こうした事件の背景には、Alienation の問題は「子の福祉」の枠組みの中で考慮すれば足りるといいながら、実際には、連れ去りによって固定化された事実状態を尊重せざるを得ない、裁判実務の現実がある。

この裁判実務の現実が、「注意深い、事実基礎を置いた調査」(NCJFCJ, 2006, p. 25) によってもたらされたものなのか、それとも、「監護親」と「非監護親」、あるいは (しばしば PAS との対立図式で登場する) 「DV」や「母性の優先」といった、訴訟場面に「あつらえたかのような概念」への安易なあてはめによってもたらされたものなのかについては、十分な検証はなされていない⁸。

V 今後の課題

筆者が調査できた範囲ではあるが、PAS を巡る議論の状況は、以上のとおりである。

果たして、我々日本の法律実務家は、PAS 理論が提起した問題を「特に目新しいものではない」といえるほど、この問題に向き合ってきたのだろうか。筆者は、最近までの文献の少なさをそのような理由で説明し、補うことができるほど、我が国の裁判実務がこの問題に

「画一的・抽象的かつ恣意的」になりがちなことを指摘している (p. 199)。

⁸ 岡田・大野・濱野 (2010) も、ステレオタイプな PAS の主張に接した家庭裁判所調査官が「非監護親の PAS の主張の中身を十分に吟味せずに取り上げないことも出てくる。その一方で、非監護親の DV やその結果としての PTSD を訴える当事者に対しては、監護親がそこまで言っているのだから面会交流は困難であると簡単に納得してしまう傾向はないだろうか」と問題提起している (p. 47)。

対して豊穡な成果を残してきたとは考えていない。

佐々木 (2009) も指摘するように、今後は、「なぜ子が交流を拒絶しているのか、それが同居親の影響によるのか、親同士の紛争が深刻化するのを避けるためなのか、又は別居親による暴力等を避けるためなのか、その真意を精査することが求められよう」(p. 377)。監護者指定の場面においても同様である。

そのための材料として、ここでの整理が何かの参考になれば幸いである。

(ばば よう・愛知県弁護士会所属)

引用文献

- American Bar Association Commission on Domestic Violence. (2006) *10 Custody Myth and How to Counter Them. Quarterly E-Newsletter. Vol. 4.*
- American Psychological Association. (2008) Statement on Parental Alienation Syndrome, January 1, 2008 <<http://www.apa.org/news/press/releases/2008/01/pas-syndrome.aspx>>
- 青木聡 (2010a) 「PAS (Parental Alienation Syndrome: 片親疎外症候群) について」大正大学カウンセリング研究所紀要 33 号 5~21 頁
- 青木聡 (2010b) 「『片親疎外』に関する最新情報」大正大学研究紀要 96 輯 176~189 頁
- Gardner, R. A. (1998) *The Parental Alienation Syndrome (2nd edition)*, Creative Therapeutics.
- 家庭裁判所調査官研修所編 (1985 年) 「親権 (監護権) の帰すうが問題になった事件における子の福祉について」法曹会
- National Council of Juvenile and Family Court Judges. (2006) *Navigating Custody & Visitation Evaluations in Cases with*

Domestic Violence: A Judge's Guide (revised edition).

- 野田愛子 (1982 年) 「子の監護をめぐる紛争と子の意思 desire ないし選択 preference」明山和夫 (編代) 『現代家族法の課題と展望』175~210 頁, 有斐閣
- 岡田まみ子・大野恵美・濱野昌彦 (2010) 「PAS (Parental Alienation Syndrome) 一理論の概要と家裁調査官関与のヒントー」家裁調査官研究展望 38 号 41~52 頁
- 佐々木健 (2009) 「ドイツ法における親子の交流とその意思—PAS (片親疎外症候群) と子の福祉の観点から—」立命法学 327・328 号 347~379 頁
- 棚瀬一代 (2001) 『虐待と離婚の心的外傷』朱鷺書房
- 棚瀬一代 (2007) 『離婚と子ども—心理臨床家の視点から—』創元社
- 棚瀬孝雄 (2009) 「両親の離婚と子どもの最善の利益—面会交流紛争と日本の家裁実務」自由と正義 2009 年 12 月号 9~27 頁
- 中山直子 (2002) 「子の引渡しの判断基準」判タ 1100 号 182~183 頁
- Warshak, R. A. (2010) *Divorce Poison: How to Protect Your Family from Bad-mouthing and Brainwashing (2010 edition)*, Harper. (ウォーシャック R. A. 青木聡 (訳) (2012) 『離婚毒—片親疎外という児童虐待—』誠信書房)

ご意見・お問合せ先

☎ 460-0002
名古屋市中区丸の内3丁目5番10号
名古屋丸の内平和ビル3階
外堀法律事務所
☎ 052-212-7840
URL <http://law-baba.com/>